

「施設基準パーフェクトブック 2024 年度版」正誤表

本書の内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

頁	訂 正 後	訂 正 前																
分冊 I P91 「重症度、医療・看護必要度」の基準	<p>別表 1 (基準① 特に高い基準) 基準を満たす患者：下記のいずれかに該当する患者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">A得点が 3 点以上の患者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">C得点が 1 点以上の患者</td> </tr> </table>	A得点が 3 点以上の患者	C得点が 1 点以上の患者	<p>別表 1 (基準① 特に高い基準) 基準を満たす患者：下記のいずれかに該当する患者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">A得点が 3 点以上又は C得点が 1 点以上の患者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">A得点が 2 点以上又は C得点が 1 点以上の患者</td> </tr> </table>	A得点が 3 点以上又は C得点が 1 点以上の患者	A得点が 2 点以上又は C得点が 1 点以上の患者												
A得点が 3 点以上の患者																		
C得点が 1 点以上の患者																		
A得点が 3 点以上又は C得点が 1 点以上の患者																		
A得点が 2 点以上又は C得点が 1 点以上の患者																		
分冊 I P100 様式 9	<p>6 . 看護補助者の配置の確認 [例 3]</p> <p>⑤月平均 1 日当たり看護補助者(みなし含む)配置数 (実績) $4,845 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) = 20.18 \text{ 人} \approx 20.1 \text{ 人}$ (小数点第 2 位以下切り捨て)</p> <p>⇒ (1)月平均 1 日当たり看護補助者配置必要数(最小必要) 18 人(①)に対して、月平均 1 日当たり配置数の実績が 20.1 人(⑤)である</p> <p>⇒ (2)看護補助者ののみの配置実績は 12.8 人(②)で、最小 必要数 18 人の 5 割である 9 名を超えてる→7.1 割</p> <p>⇒ (3) (1)(2)により、「急性期看護補助体制加算 25 対 1 (看 護補助者 5 割以上)」の施設基準を満たしている</p>	<p>6 . 看護補助者の配置の確認 [例 3]</p> <p>⑤月平均 1 日当たり看護補助者(みなし含む)配置数 (実績) $4,845 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) = 20.18 \text{ 人} \approx 20.1 \text{ 人}$ (小数点第 2 位以下切り捨て)</p> <p>⇒ 月平均 1 日当たり看護補助者配置必要数 18 人に対して、 月平均 1 日当たり配置数の実績が 20.1 人である</p> <p>⇒ 全体配置数 (⑤20.1 人) のうち、看護補助者 (②12.8 人) の割合は 6.3 割となり、5 割以上である</p>																
分冊 III P233 補足資料	<p>(9) ①-2 特定入院料等の施設基準一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">施設基準名</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">区分</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">看護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A301 特定集中治療室管理料</td> <td style="text-align: center;">管理料 5</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 対 1 以上 (看護師のみ) ・集中治療を必要とする患者の看護の経験 5 年以上有し集中治療看護に関わる適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週 20 時間以上配置 (専任の常勤看護師 2 名組み合わせでも可) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理料 6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設基準名	区分	看護職員	A301 特定集中治療室管理料	管理料 5	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 対 1 以上 (看護師のみ) ・集中治療を必要とする患者の看護の経験 5 年以上有し集中治療看護に関わる適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週 20 時間以上配置 (専任の常勤看護師 2 名組み合わせでも可) 	管理料 6		<p>(9) ①-2 特定入院料等の施設基準一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">施設基準名</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">区分</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">看護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A301 特定集中治療室管理料</td> <td style="text-align: center;">管理料 5</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 対 1 以上 (看護師のみ) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理料 6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設基準名	区分	看護職員	A301 特定集中治療室管理料	管理料 5	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 対 1 以上 (看護師のみ) 	管理料 6	
施設基準名	区分	看護職員																
A301 特定集中治療室管理料	管理料 5	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 対 1 以上 (看護師のみ) ・集中治療を必要とする患者の看護の経験 5 年以上有し集中治療看護に関わる適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週 20 時間以上配置 (専任の常勤看護師 2 名組み合わせでも可) 																
	管理料 6																	
施設基準名	区分	看護職員																
A301 特定集中治療室管理料	管理料 5	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 対 1 以上 (看護師のみ) 																
	管理料 6																	
分冊 III P244 補足資料	<p>(9) ② B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">区分</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>専任の医師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医師	2	専任の医師	3	—	<p>(9) B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">区分</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>化学療法の経験を 5 年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	医師	2	化学療法の経験を 5 年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師	3					
区分	医師																	
2	専任の医師																	
3	—																	
区分	医師																	
2	化学療法の経験を 5 年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師																	
3																		

頁	訂正後	訂正前								
分冊III P244 補足資料	(9) ② B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の要件等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通 <ul style="list-style-type: none"> 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1および2共通 <ul style="list-style-type: none"> 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1のみ <ul style="list-style-type: none"> 化学療法のレジメン委員会の開催 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示 </td></tr> </tbody> </table>	その他の要件等	共通 <ul style="list-style-type: none"> 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1および2共通 <ul style="list-style-type: none"> 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1のみ <ul style="list-style-type: none"> 化学療法のレジメン委員会の開催 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示 	(9) B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の要件等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に当該患者が入院できる体制 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1および2共通 <ul style="list-style-type: none"> 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1のみ <ul style="list-style-type: none"> 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 化学療法のレジメン委員会の開催 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出 連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示 </td></tr> </tbody> </table>	その他の要件等	共通 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に当該患者が入院できる体制 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1および2共通 <ul style="list-style-type: none"> 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1のみ <ul style="list-style-type: none"> 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 化学療法のレジメン委員会の開催 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出 連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示 				
その他の要件等										
共通 <ul style="list-style-type: none"> 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1および2共通 <ul style="list-style-type: none"> 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1のみ <ul style="list-style-type: none"> 化学療法のレジメン委員会の開催 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示 										
その他の要件等										
共通 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に当該患者が入院できる体制 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1および2共通 <ul style="list-style-type: none"> 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1のみ <ul style="list-style-type: none"> 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 化学療法のレジメン委員会の開催 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出 連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示 										
分冊III P264 補足資料	(9) ④-2 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M001・3</td> <td>体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)</td> </tr> </tbody> </table>	項目		M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)	(9) ④-2 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M001・3</td> <td>体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算</td> </tr> </tbody> </table>	項目		M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算
項目										
M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)									
項目										
M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算									
分冊III P293 補足資料	(9) ⑫ 入院基本料 様式9 平均在院日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数 ÷ { (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数 + 当該病棟における新退棟患者数) ÷ 2 }</td> </tr> </tbody> </table>	計算式	当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数 ÷ { (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数 + 当該病棟における新退棟患者数) ÷ 2 }	(9) ⑫ 入院基本料 様式9 平均在院日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数 ÷ { (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数 + 当該病棟における新退棟患者数) ÷ 2 }</td> </tr> </tbody> </table>	計算式	当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数 ÷ { (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数 + 当該病棟における新退棟患者数) ÷ 2 }				
計算式										
当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数 ÷ { (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数 + 当該病棟における新退棟患者数) ÷ 2 }										
計算式										
当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数 ÷ { (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数 + 当該病棟における新退棟患者数) ÷ 2 }										
分冊III P293 補足資料	(9) ⑫ 急性期一般入院料 等 重症度、医療・看護必要度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準を満たす述べ患者数 ÷ 該当病棟の延べ入院患者数 ※直近3か月</td> </tr> </tbody> </table>	計算式	基準を満たす述べ患者数 ÷ 該当病棟の延べ入院患者数 ※直近3か月	(9) ⑫ 急性期一般入院料 等 重症度、医療・看護必要度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当病棟の延べ入院患者数 ÷ 基準を満たす述べ患者数 ※直近3か月</td> </tr> </tbody> </table>	計算式	該当病棟の延べ入院患者数 ÷ 基準を満たす述べ患者数 ※直近3か月				
計算式										
基準を満たす述べ患者数 ÷ 該当病棟の延べ入院患者数 ※直近3か月										
計算式										
該当病棟の延べ入院患者数 ÷ 基準を満たす述べ患者数 ※直近3か月										

頁	訂 正 後	訂 正 前						
分冊III P352 その他補足資料	<p>15 練習問題一答と解説 問 7 答 : ③ (解説) 17 日 日勤(8:15～17:00) 16:00～17:00 感染対策の研修会に出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策に係る研修会への出席時間は、病棟勤務時間から除く。 ・日勤帯の勤務は、8:30～16:00 の 7.5 時間(7 時間 30 分) ⇒病棟日勤④は「7.5」。 ・夜勤時間帯の勤務 8:15～8:30 (0.25 時間) ⇒病棟夜勤に記入 ・除外する時間が夜勤時間帯に該当する場合には、その時間を総夜勤に計上する。 研修参加時間のうち夜勤時間帯の時間 16:30～17:00(0.5 時間) + 病棟夜勤(0.25 時間) = 0.75 時間 ⇒総夜勤に記入 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">7.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.25</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.75</td></tr> </table>	7.5	0.25	0.75	<p>15 練習問題一答と解説 問 7 答 : ③ (解説) 17 日 日勤(8:15～17:00) 16:00～17:00 感染対策の研修会に出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策に係る研修会への出席時間は、病棟勤務時間から除く。 ・日勤帯の勤務は、8:30～16:00 の 7.5 時間(7 時間 30 分) ⇒病棟日勤④は「7.5」。 ・夜勤時間帯の勤務 8:15～8:30 (0.25 時間) ・<u>病棟以外の勤務がないので、総夜勤は病棟夜勤と同じ。</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">7.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.25</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.25</td></tr> </table>	7.5	0.25	0.25
7.5								
0.25								
0.75								
7.5								
0.25								
0.25								
分冊III P353 その他補足資料	<p>15 練習問題一答と解説 問 1 2 答 : ④ (解説) ・総夜勤の②は、1 日から 30 日の総夜勤の合計 <u>69.75 時間</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">83.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">61.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>69.75</u></td></tr> </table>	83.5	61.5	<u>69.75</u>	<p>15 練習問題一答と解説 問 1 2 答 : ② (解説) ・総夜勤の②は、1 日から 30 日の総夜勤の合計 <u>69.25 時間</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">83.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">61.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>69.25</u></td></tr> </table>	83.5	61.5	<u>69.25</u>
83.5								
61.5								
<u>69.75</u>								
83.5								
61.5								
<u>69.25</u>								
分冊III P353 その他補足資料	<p>15 練習問題一答と解説 問 1 3 答 : ③ (解説) 夜勤人員数③は、病棟夜勤時間の計/総夜勤時間の計で求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の入院基本料に関する施設基準 4 (3)カ口 夜勤時間帯に看護職員が (略)。 ・61.5 時間 (病棟夜勤計) ÷ <u>69.75</u> (総夜勤計) = <u>0.881</u> →0.88 (少数点第 3 位以下切り捨て) 	<p>15 練習問題一答と解説 問 1 3 答 : ③ (解説) 夜勤人員数③は、病棟夜勤時間の計/総夜勤時間の計で求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の入院基本料に関する施設基準 4 (3)カ口 夜勤時間帯に看護職員が (略)。 ・61.5 時間 (病棟夜勤計) ÷ <u>69.25</u> (総夜勤計) = <u>0.888</u> →0.88 (少数点第 3 位以下切り捨て) 						

本書の発刊後の訂正通知による追補は、経営書院ホームページの
 「施設基準パーセクトブック2024年度版」の ページに掲載しています。

https://www.e-sanro.net/books/books_iryo/shisetsukijun/86326-378.html